

—都税についてのお知らせ—

6月は固定資産税・都市計画税第1期分の納期です(23区内)

6月1日(月)にお送りした納付書により、6月30日(火)までにお納めください。

<ご利用になれる納付方法>

※ご利用の前に、主税局ホームページにて各納付方法の注意事項をご確認ください。

簡単・便利な口座振替 Web 申込で、都税の納め忘れなし!!

口座振替

都税 Web 口座振替申込受付サービスにて、6月10日(水)までにお申込みいただくと、固定資産税・都市計画税第1期分からの口座振替が可能です。



おうちで今、納付できます!!

スマホアプリ

納付書のeL-QRを読み取るだけで納付ができます。

クレジットカード インターネットバンキング

地方税お支払サイトのeL-QR 読取画面から納付書のeL-QRを読み取り、支払手続きをすると納付ができます。



ペイジーマークのついている納付書は、対応する金融機関のインターネットバンキングやモバイルバンキング、ATMから直接納付することができます。他にもコンビニエンスストア、金融機関、郵便局、都税事務所等の窓口でも納付いただけます。

【お問合せ先】

- <課税について> 土地・家屋が所在する区にある都税事務所
- <納付について> 所管都税事務所の徴収管理班又は都税支所・支庁

主税局 HP
都税の支払い方法



固定資産税・都市計画税の **現所有者申告制度** について(23区内)

【現所有者申告制度とは？】

土地・家屋の所有者が亡くなられた場合、相続人など新たな所有者（現所有者）となった方から、ご自身が現所有者であることを申告していただく制度です。

不動産登記簿のご名義が変更されるまでは、申告に基づき、現所有者の方に固定資産税・都市計画税を課税します。



【どんな申告が必要？】

● 申告の方法は？

現所有者となった方は、申告書と必要な添付書類を、土地・家屋が所在する区の都税事務所へご提出ください。

必要な添付書類とは、戸籍謄本や遺言書など、

- ①登記名義の方が亡くなられたことが分かる書類
- ②申告される方が現所有者であることが分かる書類
- ③申告される方の現住所が分かる書類

です。

● 申告の期限は？

現所有者であることを知ってから3か月以内に申告してください。

【相続登記をご検討ください】

土地・家屋の所有者が亡くなられた場合は、早めの相続登記をご検討ください。登記の手続については、所管の法務局出張所(登記所)へお問い合わせください。なお、不動産登記簿の名義変更がお済みの場合、現所有者申告は不要です。

現所有者申告制度について、詳しくは、東京都主税局HPをご覧くださいか、土地・家屋が所在する区の都税事務所へお問い合わせください。

令和8年度の固定資産税・都市計画税の軽減措置について（23区内）

項目	軽減の対象	軽減の割合等	申請
商業地等に対する負担水準上限引下げ減額措置	負担水準 ^{※1} が65%を超える商業地等 ^{※2} ※1 負担水準…固定資産税の価格等に対する前年度の課税標準額の割合 ※2 商業地等…住宅用地以外の宅地等（店舗・工場の敷地、駐車場など）	負担水準 65%に相当する固定資産税・都市計画税の税額まで軽減	不要
小規模非住宅用地に対する減免措置	一画地の面積が400㎡以下の非住宅用地 （個人又は資本金・出資金が1億円以下の法人が所有する土地に限ります。）	200㎡までの部分の固定資産税・都市計画税の2割を減免	申請が必要です （申請期限：令和8年12月28日） 前年度に減免を受けた方で、用途を変更していない方は、新たに申請する必要はありません。
小規模住宅用地に対する軽減措置（都市計画税のみ）	住宅1戸につき200㎡までの土地	都市計画税の2分の1を軽減	不要
耐震化のための建替えを行った住宅に対する減免措置	昭和57年1月1日以前からある家屋を取り壊し、当該家屋に代えて、令和13年3月31日までに新築された住宅で一定要件を満たすもの（新築マンションを購入した場合も、要件に該当すれば減免されます。）	新築後新たに課税される年度から3年度分について固定資産税・都市計画税の全額を減免（減免の対象となる戸数は、建替え前の家屋により異なります。）	申請が必要です 申請期限は新築した年の翌々年（1月1日新築の場合は翌年）の2月末日です。
耐震化のための改修を行った住宅に対する減免措置	昭和57年1月1日以前からある住宅で、令和13年3月31日までに耐震改修を行った住宅のうち一定要件を満たすもの	改修完了日の翌年度（1月1日完了の場合はその年度）1年度分 [※] について、耐震減額適用後、住宅1戸あたり120㎡相当分までの固定資産税・都市計画税の全額を減免 ※ 住宅が耐震改修の完了前に、建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定する通行障害既存耐震不適格建築物に該当する場合は2年度分	申請が必要です 申請期限は改修が完了した日から3ヶ月以内です。
	昭和57年1月2日から平成13年1月1日までの間に新築された一定の木造住宅で、令和6年4月1日から令和13年3月31日までの間に耐震改修を行った住宅のうち一定要件を満たすもの	改修完了日の翌年度（1月1日完了の場合はその年度）1年度分について、住宅1戸あたり120㎡相当分までの固定資産税・都市計画税の全額を減免	申請が必要です 申請期限は改修が完了した日から3ヶ月以内です。
不燃化特区内において不燃化のための建替えを行った住宅又は不燃化特区内における老朽住宅等除却後の土地に対する減免措置	不燃化特区内に所在する老朽建築物等である家屋を取り壊し、当該家屋に代えて、令和13年3月31日までに新築された住宅で一定要件を満たすもの（新築マンションを購入した場合も、要件に該当すれば減免されます。）	新築後新たに課税される年度から5年度分について固定資産税・都市計画税の全額を減免（減免の対象となる戸数は、建替え前の家屋により異なります。）	申請が必要です 申請期限は新築した年の翌々年（1月1日新築の場合は翌年）の2月末日です。
	不燃化特区内において、老朽住宅等を除却した土地で一定要件を満たすもの	老朽住宅等を除却した翌年度から最長5年度分について、固定資産税・都市計画税の8割を減免	申請が必要です 申請期限は減免を受けようとする年度の第1期分の納期限（通常6月30日）です。

—都税についてのお知らせ—

不燃化特区内において防災上危険な老朽住宅等を除却した更地 に対する固定資産税・都市計画税を減免します(23区内)

<減免対象>

不燃化特区内において、防災上危険な老朽住宅等を除却した土地のうち、以下の要件を全て満たすもの

<取り壊した住宅>

- 耐用年限の3分の2を超過している老朽建築物であること(※1)
- 不燃化特区に指定された日から令和13年3月31日までの間に取り壊されていること

<取り壊した後の土地>

- 住宅の取壊しにより、土地の認定が小規模住宅用地から非住宅用地に変更されたこと
- 防災上有効な空地として適正に管理されていると区から証明されていること(※2)

<所有者>

- 住宅を取り壊した日における土地所有者が減免を受けようとする年の1月1日時点において、引き続き所有していること

<減免される期間・税額>

最長5年度分、住宅を除却した後の土地に対する固定資産税・都市計画税の8割を減免(小規模住宅用地並みに軽減されます。)

<減免を受けるための手続>

減免を受けようとする年度の第1期分の納期限(6月30日(土曜日、日曜日、国民の休日又はその他の休日の場合は翌開庁日))までに申請してください(毎年申請が必要です。)

詳しくは、当該土地が所在する区にある都税事務所までお問い合わせください。

(※1)不燃化特区制度における無接道敷地等解消のために区の助成等を受けて取り壊した住宅については、耐用年限の要件を満たさない場合も対象となることがあります。

(※2)適正管理の証明については各区の担当窓口にお問い合わせください。

—都税についてのお知らせ—

インターネット公売(動産、自動車、不動産等)のお知らせ

インターネット公売は、動産、自動車はせり売り方式、不動産等は入札方式により行います。

公売参加申込期間	動産、自動車	不動産等
	令和8年5月29日(金)13時～令和8年6月15日(月)23時	
入札期間	令和8年6月23日(火)13時 ～ 令和8年6月25日(木)23時	令和8年6月23日(火)13時 ～ 令和8年6月30日(火)13時
公売物件	東京都主税局ホームページ内の<公売情報>からアクセスできます。 インターネット公売(動産、自動車、不動産等)をご覧ください。 ※公売物件は、公売参加申込開始日以降にご覧いただけます。 ☆動産、自動車の下見会については、下記ホームページをご確認ください。	
実施機関	主税局徴収部・各都税事務所	
お問合せ先	主税局徴収部機動整理課公売班 (03-5388-3027)	

※公売物件は変更されることがあります。また、公売は中止になることがあります。

最新情報は下記ホームページをご覧ください。

主税局ホームページ<公売情報> <https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/kobai>

東京都 公売

検索

※公売情報に関するメールマガジンを配信しています。是非ご登録ください。

<メールマガジンのご案内> https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/kobai/mail_magazine

主税局 メールマガ

検索

郵送受付による公売(不動産等)のお知らせ

東京都主税局では、都税の滞納により差し押さえた不動産等を期間入札の方法により売却(公売)します。
なお、入札書は、郵送により受け付けます。

公 告 日	令和8年6月12日(金)
入 札 期 間	令和8年7月10日(金)～令和8年7月17日(金)
公 売 物 件	東京都主税局ホームページ内の<公売情報>、または都庁第一本庁舎 23 階南側、各都税事務所及び参加している区市役所・町村役場に設置している「合同不動産等公売案内」をご覧ください。
開 札 期 日	令和8年7月22日(水) 午前10時から
開 札 場 所	各公売担当部署において開札を行います。
実 施 機 関	主税局徴収部・都税事務所・参加している区市町村
お問合せ先	<主税局徴収部実施分> 主税局徴収部機動整理課公売班 03-5388-3027(直通) <都税事務所実施分> 主税局徴収部徴収指導課徴収指導班 03-5388-3024(直通) <区市町村実施分> 主税局徴収部個人都民税対策課 03-5388-3039(直通)

※公売物件は変更される場合があります。また、公売は中止になることがあります。
最新情報は下記ホームページをご覧ください。

主税局ホームページ<公売情報> <https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/kobai>

東京都 公売

検索

※公売情報に関するメールマガジンを配信しています。是非ご登録ください。

<メールマガジンのご案内> https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/kobai/mail_magazine

主税局 メールマガ

検索

不動産取得税における認定長期優良住宅の特例について

以下の要件を満たす認定長期優良住宅を新築した場合、または新築未使用の認定長期優良住宅を購入した場合の不動産取得税については、住宅の価格※から 1,300 万円（価格が 1,300 万円未満である場合はその額）が控除されます。

※ 住宅の実際の購入価格等ではなく、固定資産評価基準によって評価・決定された価格（評価額）をいいます。

特例の対象となる住宅 *長期優良住宅の認定基準（床面積要件等）とは異なります

- ① 令和 13 年 3 月 31 日までの間に取得した住宅であること
（認定長期優良住宅を新築した場合、または新築未使用の認定長期優良住宅を購入した場合に限られます。）
- ② 「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に規定する認定長期優良住宅であること
- ③ 1 戸あたりの床面積について、以下の要件を満たすこと
《令和 8 年 3 月 31 日以前に住宅を取得した場合》
50 m²以上 240 m²以下（ただし、貸家の用に供する一戸建て以外の住宅については、40 m²以上 240 m²以下）であること
《令和 8 年 4 月 1 日以降に住宅を取得した場合》
40 m²以上 240 m²以下（ただし、特別区内の都市再生特別措置法に規定する特定都市再生緊急整備地域については、50 m²以上 240 m²以下。ただし、貸家の用に供する一戸建て以外の住宅については、40 m²以上 240 m²以下）であること

【税額の算出方法】

$$\begin{aligned} \text{住宅の価格} & - 1,300 \text{万円} & = & \text{課税標準額} \\ \text{課税標準額} & \times \frac{3}{100} \text{ (税率)} & = & \text{税額} \end{aligned}$$

認定長期優良住宅の特例適用を受けるには申告が必要です。「不動産取得税申告書」に必要事項をご記入のうえ、必要書類とともに、所管の都税事務所等に申告してください。

申告書の様式や必要書類等の詳細は、
東京都主税局ホームページに掲載しています。



東京都 主税局

検索

【お問合せ先】住宅が所在する区市町村を所管する都税事務所等の不動産取得税担当班

—都税についてのお知らせ—

点字で課税の内容をお知らせします



東京都主税局では、納税通知書の内容を点字でお知らせしています。

対象となる税金	固定資産税・都市計画税（23区内）、個人事業税、自動車税
お知らせする内容	税金の種類、納税義務者氏名、納税通知書番号、納期限、税額、問合せ先
申込方法	主税局総務部総務課相談広報班（03-5388-2925）まで、住所・氏名・電話番号・税金の種類をご連絡ください。
申込期限	令和9年2月26日（金）までにお申込みをいただいた方には、令和9年度分から点字のお知らせを同封します。

※なお、すでに利用されている方は、改めてご連絡いただく必要はありません。

【お問合せ先】 主税局総務部総務課相談広報班 電話 03-5388-2925